



天 気

1988年6月
Vol. 35, No. 6

UDC, 347; 78 (著作権法)

著作権法について*

蔵 重 清**・村上 勝人**

1. はじめに

最近、新聞紙上などで「著作権」という言葉を目にされる機会も多いことと思う。著作権に関する係争事件は単に文芸方面のみにとどまらない。例えば米国 IBM 社と日本の電算機メーカーとの間のソフトウェアに関する係争は大きなニュースとなった。最近ではビデオソフトなどの新しいメディアにからんだ係争も目につく。このような側面だけを見ていると、いわゆる「著作権」なるものは利用者にとって厄介なものである、という印象を受けられるかも知れない。実際、新聞などで報道される著作権に関する記事は、著作者による経済的権利の主張を主体とした係争事件が殆どであり、特に基礎科学方面に働く者にとっては馴染みにくい面を持っている。しかしながら、著作権本来の意味は、「他人の精神的労作を尊重し、その利用にあたって著作者の権利を認め尊重する」(著作権法ハンドブック、文化庁、1987年)という点にあり、著作物の利用ならびに表現された成果の普及を妨げるものでは決してない。このような思想をいわゆる著作権制度として社会的に尊重していこう、というのが現在の国際的認識であり、「日本人は不公正 (unfair) である」といういわれのない誤解を防ぐためにも、社会的なルール作り、およびその尊重が強く求められている状況である。これは基礎科学方面に働く者にとっても避け

て通れない課題と言えよう。

日本気象学会においても著作権に関する体制の整備を進めており、気象集誌掲載論文に関しては、著作権の所在およびその運用方針がすでに明文化されている。大会予稿集についても、昭和63年春季大会分から同様の明文化を行う方針であり、学会の他の刊行物についても、漸次整備が進むものと思われる。本稿は、このような状況を背景に、著作権法のあらましと学会員に関心の深い論文・プログラム・データベースの利用をめぐる諸問題のかいつまんだ解説を試みたものである。また文末には付録として、最新の動向である「著作権の集中処理機構設立」に関するアピールを、同準備委員会の依頼により掲載した。

2. 著作権法のあらまし

2.1 欧米諸国における沿革

英・米国では我が国でいう著作権を copyright (複製権) と呼ぶが、この copyright の用語の方がむしろこの法の基本的性格を表しているように思える。ところでこの「複製」という技術がどれほど人類の文化の発展に寄与して来たか、その効果は計り知れないものがある。その昔、エジプトでは一人の役人や神官が読み上げる文書を多数の書生(奴隷)が粘土版に一斉に写したとの事であるし、我が国の遣唐使も20年と定められたその滞在年月を、主として重要な典籍の筆写に費やしたのであった。

容易に複製を行いたい、というこの強い要求は木版印

* On the copyright law.

** Kiyoshi Kurashige・Masato Murakami, 気象研究所台風研究部。

刷や銅版印刷技術を生むが、それはやがて人類の文化史上最大の発明の一つとされる鉛活字を用いた活版印刷術の発明(グーテンベルグ、1450年頃)を促すことになる。そしてヨーロッパではルネッサンス初期に当たるこの時期にすでに著作権思想の萌芽が見られるという。しかし当時は印刷に多大の経費を必要としたためか、出版に関しては著作者よりもむしろ出版業者に実権があった。一方16、17世紀は国王や封建領主が統治しており、出版業者の独占的営利行為を国王や封建領主により保証した出版特許制度がヨーロッパ全土に普及していった。

18世紀に入り自然法思想が興り、国王や封建領主の権威が失墜する一方、個人の人權の尊敬に基づくヨーロッパ近代精神の醸成と共に、著作者側に「著作物の精神的所有権は第一義的に著作者に帰属する」との権利意識を持たせる事となった。この権利の帰属に関する著作者と出版業者との長い係争を経て、著作者の保護を基調とする近代的な著作権制度が確立したのである。このように著作権制度を成立させるに至ったヨーロッパの文化・社会的背景と、わが国のそれとは異なっており、これが著作権法を分かり難いものにしていく一つの原因と思える。

さらに19世紀も後半になり各国国民の交流が飛躍的に増大すると、著作権保護について国際同盟を組織しようとする動きが起こった。最初の同盟は、各国の文学者をもって組織された国際文芸家協会の働きにより、1886年に締結された。これがベルヌ条約とよばれるもので、各国の著作権法の上に立った最初の国際条約である。この条約の主な特色としては、「各条約加盟国は他の条約加盟国民による著作物についても、自国の国民に与えている保護と同様の保護を与えねばならない(内国民待遇)」という原則を確立したこと。また「著作者の権利の享有には、登録や著作権の表示のようないかなる方式、手続きも要しない」という原則(無方式主義)を採用したことである。わが国は1899年この条約に加盟した。

一方、アメリカおよび中南米の多くの国々は、これとは別に著作権の保護の条件として登録、納入、著作権表示などを要求する方式主義を採用しており、ベルヌ条約に加入しなかった。そのため、これらの国々とベルヌ条約加盟諸国との間を結ぶ架け橋として1952年に成立したのが万国著作権条約である。この条約によって米国などの国においても、著作物に©の記号、著作権者名および最初の発行年を一体として表示してあれば、ベルヌ条約のような無方式主義をとる国の国民の著作物も保護することになった。わが国は1956年にこの条約に加入してい

る。

2.2 我が国における著作権法

明治初・中期の我が国の国際的地位はまだ低く、国際化に向かって多くの制度上の改革を必要としていた。著作権に係わる法制度もその一つで、ベルヌ条約に加盟するための準備として、同条約に準拠した著作権法(旧法)が制定されたのは明治32年(1899)であった。もっともこの旧法以前にも著作権を部分的に保護する出版条令、版権法などがあったが、ここでは省略したい。ともかく、この旧法の制定により、著作権なる法用語が用いられ、「著作物を無断利用などの他人の侵害から保護する事によって、文化の発展に寄与する」ことが法制度化されたのである。しかし、映画、レコード等の機械技術の急速な進歩があり、著作物の複製及び利用手段が著しく多用化してしまい、このため旧法と現実との隔たりが大きくなっていった。我が国の著作権制度の基調となっているベルヌ条約は何度も改正され、それに応じて旧法も部分改正が施された。しかし第2次世界大戦後はこの法と現実との隔絶が決定的となり、我が国の著作権制度全般にわたる根本的な検討が必要となった。

この検討は昭和37年に始められ、新著作権法が昭和45年5月に成立し、46年1月から施行された。新法において改正された主な内容としては、

- 1) 著作者の人格的利益の保護が強化され、著作者人格権として著作権と分けて明示された。
- 2) 著作権の保護期間を、旧法に当初定められた著作者の死後30年から、国際的水準である死後50年に延長した。
- 3) 「私的使用のため複製」手段としてコピー機等の機器が使用できるようになった。
- 4) レコード等録音物による音楽の放送、演奏についても原則として生音楽と同様に著作者に権利が認められた。またこれに関連して、俳優・歌手等の実演家やレコード制作者および放送事業者の権利を保護するため、著作隣接権制度を創設した。

といった点が挙げられる。この新法も最近の電子技術の長足の進歩に必ずやさらに改正され、昭和60年からプログラムソフトも著作物として法文中に明示されるようになった。さらに昭和61年にはデータベースの保護も追加されている。

ここで気象庁について述べれば、新法の施行を機に、昭和46年4月に当時の総務部図書課(現企画課図書資料管理室の前身)に調査係を新設し、従来経理課で所管し

ていた著作権業務を所掌する事となった。これは経理上は著作権は国有財産（無体財産）ではあるが、気象庁のように多くの著作物を利用したり利用されたりする機会の多い官庁では、法の精神に照らした運用が必要との判断に立ったからであった。以後気象庁は同庁発行の気象資料や印刷天気図などに関しては無償利用とし、調査・研究誌に関しては、販売による営利を目的とした法人による複製に対して、著作権の一時使用料を徴収（国庫納入）している。

3. 著作権法の実際

わが国における著作権の概念は、上に述べたような経過をたどって社会的なルールとなってきたわけであるが、実際の社会生活においてはまだ意識として定着しているとは言い難い。特に自然科学方面の調査研究に携わるものにとってはあまり関心のない分野の一つでもある。しかし、そうは言っても著作権に見られるような権利／義務の社会関係は、時には国際的な規模で我々の仕事にも及んでくる。この章では著作権におけるこれらの権利、義務がどのような形で我々の生活に関わってくるのか、具体的な項目を挙げながら例示してみたいと思う。

(1) 何が「著作物」になるのか？

著作権法によれば、著作物は「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう」（2条1項）と定義している。まことに味も素っ気もない文章であるが、これが物事の発端となる重要な文章でもある。この定義に凝縮されている考え方を少し詳しく見てみると、

まず著作物は思想・感情を現わしたものでなければならない。従って、思想・感情に関係のない、単なる事実の羅列に過ぎないような未編集の観測記録、また機械的に撮影されたような写真などは、それがいかに利用価値の高いものであっても著作物として保護されることはない。ただ注意しなければならないことは、保護の対象となる著作物性の判断は、その素材自身の特性ではなく、全体としての作品に作者の思想・感情が現れているか、という点によることである。写真の撮影それ自身は機械的操作であるにしても、被写体の選択、構図の設定、シャッターチャンスの決定等のプロセスにおいて作成者の創意・工夫が現われているものは、写真の著作物として保護の対象となる。ただ実際問題として写真の外見から製作過程における創意・工夫を判断することは困難な場

合が多く、写真の保護に対する各国の態度も統一されていないのが現状である。論文の図面や地図なども、素材としては観察された事実や自然の事物などを対象とするに過ぎないが、一定のスペースの中にこれらの情報を盛り込むため、程度の差はあれ情報の記号化、省略、誇張等が行われている。著作権法においてはこのような行為の中に作成者の思想・感情の現れを認め、著作物の例示の一つとして「地図または学術的な性格を有する図画、図表、模型その他図形の著作物」（10条1項）を示している。我々になじみの深い天気図もこの図形としての著作物性を有するものである（ただし、気象庁は天気図について現在この著作権を主張していない）。

著作物は創作的でなければならない。他人の論文、図面等の作品を単に引き写したような物が著作物としての保護に値しないことは論を待たないが、この「創作的」という言葉も厳密に考えるならば、意外に厄介な事柄である。通常、我々が何らかの作品を作り出す時は、多かれ少なかれ先人の文化的遺産を土台としており、これに新しい知見や自分のアイデアを加えて完成させる。他にまったく類例を見ない文章・図面などはむしろ希で、似たような内容の文章、似たような構成の図面を見かけることの方が多い。従って著作権法にいう創作性も100%の独創性まで要求するものではなく、作者の個性が著作物において認められればよい、と解釈されている。

著作物は「表現された」ものでなければならない。他人が知ることの出来る形で表現されていないもの、内心で思っている段階では著作物とはならない。例えば研究上のアイデアは、それが論文・講演等の形で外部に表現されていない限り、保護の対象と見なされないわけである。新しい研究成果の発表などに際しては、時に「自分の方が先に考えていた」というクレームが付くことがある。道義的な問題は別として、ビジネスの社会においては先に外部に発表した者が著作権者となるわけである。著作権法にいう「表現」について付け加えるならば、著作物は外部に表示されていればよく、完成の如何を問わない。従って論文の草稿とか図面の下書きの類も著作物としての適格性を有する。また表現方法として、印刷物とか録音などのように、形あるものに固定すること自体は必要条件ではない。原稿なしでする講演、楽譜なしでする即興演奏等も著作物として保護される。

最後に著作物は「文芸、学術、美術、または音楽の範囲に属するもの」でなければならない。いかに苦心の作といっても技術的、実用的な作品に過ぎないもの、例え

ば実験用の器具などは著作物とはされていない。これらはむしろ特許権などの工業所有権の対象となる作品である。ただ、著作権法は作品の価値については全く問題にしていない。つまり、著作物としての保護を受けるためには、文芸、学術、美術的な価値の高いものである必要はないし、職業的な専門家によって作られた作品である必要もない。3歳の児童が描いたスケッチも、プロの画家による大作も、著作物の保護の点では何ら変わるところがないのである。

(2) データ集やデータベース、プログラムについての考え方は？

前節においては著作物の条件としての思想・感情の表現を挙げ、単なる事実の羅列については著作物とは見なされないことを述べた。気象に限らず自然科学の調査研究においては、成果の一環としてのデータ集の発行およびその利用が、印刷物の形であれ磁気テープ等の媒体によるものであれ、極めて日常的な活動として行われている。この様なデータ集においては、それを構成する個々の要素は単に事実の記載に過ぎないが、調査研究の目的に従ってそれらを取捨選択し、利用しやすいように分類・配列するという過程を通じて十分に知的創作性が認められるものが多い。著作権法は「編集著作物」という概念を設けて、この様な精神的労作も保護されるべきことを示している。以下にその内容を簡単に紹介してみたい。

保護の対象となる編集著作物の性格として著作権法は「その素材の選択または配列によって創作性を有するもの」(12条)と定義している。素材としては、単なる事実、データの類のこともあるし、またそれ自身が独立した著作物の場合もある。データ集は前者に属し、後者の例としては論文集などが挙げられる。いずれにせよ法による保護のポイントは「編集者による創作性」という点にある。もう少し噛み砕いていうと、編集物における素材の選択・配列が一定の目的を持ってなされているか、またはその選択・配列に独特の方式が認められるようなものでなければならない。データ集にしても、観測結果をただ時間順に並べて印刷したようなものについては創作性を主張することは難しい。これに関連してよく引き合いに出される例に電話帳がある。ご承知のように電話帳は加入者の電話番号、氏名、住所等のデータを列挙したものであり、これを単に50音順に配列した人名別電話帳は、上に述べた意味で編集著作物とは言えない。しかし職業別電話帳については、職業の分類や組織的な配列

に関して相当の思考を巡らし、そのことによって新たな思索の内容と認められるものであれば編集著作物とみなす、との判例が示されたことがある。論文集等についての考え方もこれと同様で、例えば論文の選択が「モンスーンについての研究」というような一定の目的のもとになされているか、またその配列方法に独自性が認められるか、といった観点から編集者の創作性が問われることになる。なお論文集における個別の論文についての著作権は、編集によって制約を受けることはない。従って個別の論文の著作権が著者から編集者に譲渡されていない場合、論文集の個々の論文を利用する際には、それぞれの著者からの許諾を必要とし、論文集全体を利用する際にはさらに編集者の許諾を必要とする、という面倒なことも起こり得る。

近年におけるコンピュータを中心とする情報処理技術の進展は、上に述べたデータの編集をさらに進歩させ、膨大な情報を収集、整理して磁気や光ディスク等に蓄積し、需要者の求めに応じて必要な情報を迅速に提供するデータベースを可能にした。このデータベースは情報産業としても発展しつつあり、その将来性が注目されている。この様な情報産業の基本的財産であるデータベースおよびプログラムについて、著作権法は昭和60、61年の改正により著作物としての保護を明確にした。まずデータベースの作成にあたっては、単にデータの選択および配列という編集作業のみにとどまらず、コンピュータによる検索・利用の効率化を図るために、データ入力フォーマットの作成、データ構造の体系化、さらにはキーワードの付与といった創作的行為が加わっている。そこで著作権法においては、データベースを「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することが出来るように体系的に構成したもの」(2条)と定義し、単なる編集著作物と区別して明示している。その上で情報の選択や体系の構成に創作性が見られるものを著作物として保護しようというわけである。データベースを構成する情報についても、単なる事実の記載である場合と、それ自身個別の著作物にあたる場合が存在する。文献データベースについて言えば、論文のタイトル・著者、掲載紙、発行年等のインデックスのみを収録したものは前者、原論文についているアブストラクトまで取り入れて収録したものは後者にあたる。後者のデータベース利用の際は、上に述べた編集著作物と同じように、データベース作成者自身の権利と個々の文献の著作者の有する権利との両方が関わっ

てくることになる。

上に触れたように現在における情報処理はコンピュータと切っても切れない関係にあり、コンピュータを有効に機能させるためのプログラムも、機器本体と独立したソフトウェアとして、その知的価値が目されるに至っている。特に近年は大型コンピュータのOS（オペレーティングシステム）からビデオゲームのROM格納プログラムに至るまで、ソフトウェアの複製・販売をめぐる係争が頻発するようになった。わが国としてもこのような状況に対処し、社会的なルールを確立する必要に迫られ、昭和60年以来プログラムを著作物として明示し、これを保護することになった。著作物としてのプログラムは「電子計算機を機能させて一つの結果を得ることが出来るように、これに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」（2条）と定義されている。まわりくどい言い回しではあるが、要するに我々がコンピュータにある目的を持った仕事をさせたい時、フォートランやアセンブリ言語、あるいは機械語などを使って作り上げる具体的な作品と言えよう。著作物としての保護は、この作品としてのプログラム表現の形について与えられるものであって、表現の手段であるプログラム言語そのもの、および内容として盛り込まれているアルゴリズム自身には及ばない。例えば論文においてもその具体的な文章・図面が保護の対象であり、表現に用いられた専門用語や論文中に示された新しいアイデアを自分の仕事に応用する際には、いちいち著者の許諾を得なくてもよいのと同じである。

（3） 著作者の権利とは？

著作者の享有する権利には、経済的なものと人格的なものとの、二つの種類がある。前者はいわゆる「著作権」と呼ばれるもので、著作物を他人に利用させたり、これによって経済的利益を得たりする権利である。我々が他人の持ち物を使用する際には、その所有者に断わりを入れねばならないし、また所有者の意向によって使用料を徴収されることもある。このような財産権を著作物についても保証しているのがいわゆる「著作権」であり、これが知的所有権とも呼ばれる所以である。分かりやすいかえらるならば、著作権とは「著作物を他人が利用することを無償または有償で許可したり、あるいは許可しなかったりできる」権利であるといえよう。著作権法ではこの権利をさらに具体的ないくつかの種類に分けて示している。我々の仕事に関係の深いものを挙げると、

①印刷、複写等の手段によって著作物を形のあるもの

に複製し、利用することに関する権利（複製権）。

これは最も広く行われている著作物の利用形態であり、よく耳にする出版権もこの権利から派生している。複製といっても何も複写機でコピーをとることばかりではなく、我々が自分の論文や報告中に他人の文章や図面を使用することもこれに含まれる。また他人の文章の語句を修正したり、図面に手を加えたりして修正を行った場合でも、元の著作物との間に見て同一性が認められる場合は、やはり複製権の及ぶ範囲となる。

②著作物を変形し、翻訳・脚色などを行うことに関する権利（翻訳権・翻案権）。

これは複製のように著作物をそのまま複製するのではなく、他の言語で表現したり、著作物の内容や主題を基にして別の著作物（二次的著作物）を創作することに及ぶ権利である。論文や報告が脚色、翻案されることはあまり考えられないが、翻訳は、特に自然科学方面の仕事においては、学术交流の重要な一環となっている。我が国は最近に至るまで文化・学術の方面においては輸入超過の分野が多く、気象学の方面においても「外国文献紹介」という形での和訳版の配布を時折見かける。これは次に述べる抄訳にあたる場合を除いては著作権者の許諾が必要な利用であり、無断翻訳との謗りを受けることのないよう注意が必要である。

上に述べた抄訳というのは、著作物の内容をごく短く短縮しかつ翻訳して紹介するもので、翻訳を伴わない場合は抄録（アブストラクト）ということになる。いずれも文献の紹介にはよく用いられる方法で、翻訳や翻案と同じく他人の著作物を利用するものではあるが、著作権法上での取扱い短縮の程度によって異なってくる。抄録や抄訳として自由に行える範囲としては「利用された著作物の存在を知らしめる程度」（著作権法ハンドブック、文化庁、1987年）とされている。つまり新聞や雑誌などの新刊書紹介に掲載される要旨のように、読者にある内容についての著作物があることを知らせ、読んでみようという意欲や興味を起させるものである。あくまでも紹介した著作物に読者を導く程度のものであって、それにとって替わるものであってはならない。著作物を短縮したといっても後者の色彩を帯びてくるならば、それは要約（ダイジェスト）として著作権者の翻訳・翻案権が及ぶ範囲となる。どこまで短縮すれば抄録といえるかという具体的な規定は法律には示されていない。あくまでも上記の精神に基づいて個別的に判断していくしかないわけで、著作権者側との解釈の相違により問題が起

こるたびに、裁判所の判例を積み重ねて具体的な指針を浮び上がらせてゆくわけである。その意味では著作権法とは「灰色領域」の多いルールである。もとの論文の完全な翻訳ではないといっても、それを読むことによって論文の主要な議論の展開や新しい手法の内容などがほぼ感得されるものは抄訳とは言えない。もちろん原論文に付けられているアブストラクトをそのまま翻訳したようなものはここでいう抄訳の対象外である。

著作権法では、上に述べた二つの権利の他に上演権、放送権など合計8種類の権利を明示しているが、ここでは省略する。著作権は、著作が行われた段階で作者の享有できる権利として自動的に発生する。この権利は財産権として契約・同意によって他人や他の団体に譲渡することができる。著作権を学会に帰属させたりすることはその具体的な一つの例である。また著作権は著作者の死後50年（団体名義の場合は公表後50年）経過すると消滅する。つまり自由に翻訳・複製等が行えるわけである。同じ財産権といっても土地などの所有権は、他人に売却しない限りその権利が消滅することはない（相続人によって継承される）。著作物の場合は「相当期間著作者に著作権を認めてその労に報いた後は、人類の公有の文化財として広く一般に開放し、そこからまた多くの著作物が生まれ育つことを期待する」（著作権法ハンドブック、文化庁、1987年）のがその精神である。

著作者は上に述べた経済的権利のほか、その人格的利益を守るための権利を有する。これが著作人格権と呼ばれるものである。その内容を具体的にいえば、まず著作者が未公表しておきたいと思った著作物を無断で公表することはできない（公表権）。論文等の場合でも原稿のコピーをもらったからといって、著作者の意向を確かめずにその内容を公表・配布したりする行為は慎まねばならない。著作者は、また著作者名の表示をどの様にするかを定める権利を有している（氏名表示権）。つまり著作物について自分の実名を表示するか、変名を使うか、あるいは無記名のままにしておくかは著作者の権利であり、著作物を利用するものはその表示を尊重しなければならない。論文等については著作者の実名が表示される場合が殆どであるが、時に英語風の呼び方に変形した名前、著作者独自のスタイルを持った名前（例えば「広」と「廣」、「沢」と「澤」の使い分け）等の変名が用いられることもある。このような著作物を利用し、他に紹介したりするときには、著作物に表示されている氏名をまず尊重することが第一であり、本名を知っている

からといって勝手にそちらを用いたりすることは著作人格権をそこなう行為である。この氏名表示権は翻訳等の二次的著作物についても適用される。さらに著作者はその意に反してタイトル、内容の変更や削除等の改変を受けることはない（同一性保持権）。論文のタイトルが長々しいからといって勝手にこれを短縮することはできない。議論の内容、図面の表現が間違っている場合でも、誤字・脱字の訂正等は別にして、これを改訂するには著作者の同意が必要である。ただしプログラムの著作物におけるデバッグ、およびコンピュータの機種に合わせて効率的に運用するためのバージョンアップ（例えばベクトル化等）については著作権法においても特例が設けられ、著作権者の許諾を得なくても必要な改変を行うことが出来る。

上に述べた著作人格権は経済的権利である「著作権」と異なり著作者に専属するものであって他人に譲渡したりすることはできない。論文等の著作権が学会に帰属している場合でも、著作者は依然として人格権を有している。学会は論文を自由に出版することはできるが、著作者の同意なしにそのタイトル・内容を改変することはできない。この権利は消滅することなく、著作者の死後も継続して保護される。著作権法は「著作物を公衆に提供し、または提示するものは、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作人格権の侵害となるべき行為をしてはならない」（60条）と規定して著作者の人格的利益の永続的保護を明記している。

著作物に関する権利を享有できる著作者は、一つの作品について一人であるとは限らない。共著の論文や報告書のように、二人以上の者が著作者として関与している場合も多い。著作権法においては、このような作品を共同著作物として、著作権についても複数の著作者の間で共有されるとしている。ただし、ここにいう共同著作物とは「その各人の寄与を分離して個別的に利用することが出来ないもの」（2条）であって、例えば報告書の第一章はA氏、第二章はB氏というように各人の寄与が分離可能なものは、権利の享有もそれぞれの部分に分離される。共同著作物として著作権が共有される場合、権利の内容については上に紹介したものと異なることはないが、その行使にあたっては共有財産としての制約を受ける。つまりその著作物を自ら出版等に利用する場合、および他人に利用を許諾する場合、また共有著作権者としての持ち分を他に譲渡するような場合は共有者全員の合

意を必要とするわけである。また著作者人格権の行使についても同じく全員の合意を必要とし、例えばある一人が他の共著者の合意なく勝手に論文のタイトルや内容を改変したりすることは出来ない。しかしこのままだと共著者の各人が決定的な拒否権を持つことになってしまい、かえって著作物の公正な利用や権利の正当な行使を妨げることもなりかねない。そこで著作権法は共有著作権の行使および持ち分の処分に関して特別な規定を設け「各共有者は正当な理由のない限りその合意の成立を妨げ、または同意を拒むことが出来ない」(65条)と定めている。つまり単なるツッパリで反対することは出来ず、正当な理由の呈示が義務づけられているわけである。同様に著作者人格権の行使にあっても、「各共有者は信義に反してその合意の成立を妨げることは出来ない」(64条)とされている。さらにこれらの合意に代わるものとして、共同著作物の利用や権利の行使のためにあらかじめ代表者を定めておくことも可能になっている。

共同著作についてさらに付け加えるならば、共同著作者としての権利を享有するためには各人が創作自体に実質的に関与することが必要である。論文等についていうならば、創作とは文章の記述、図表の作成である。この創作自体に関与しないもの、例えば単に計算の手助けをしたに過ぎないもの、または単に一般的なテーマ、助言を与えただけの者などは共同著作権者とはならない。

ところで、数多く出版されている共著論文等のなかには、大学の指導教官や学生、職場の上司や部下等の立場にある者で、上に述べた意味での共同著作者の役割を果たしていない者も加えられている例がある。このこと自体は徒弟的な仁義や論功行賞の意味で、当事者同志の了解の上で行われていることが多いが、いったん著作者の一員として公表されると、法律上においても実質的な共同著作権者として推定されることになる。後で出版等の著作権の行使に問題が起こった場合、この推定を覆すのは困難なことが多い。一応は留意しておきたい事柄である。

(4) 官庁・会社または研究所の職員として作成した論文についての権利は？

学会の機関誌等に投稿された論文においては、権利の譲渡がなければそこに表示された単数または複数の著者がすなわち著作権者となっている。一方、官庁・会社等の組織においてはそれ自身の刊行物の出版も業務の一環として行っており、我々も職務としてその執筆に携わる

ことが多い。例えば大がかりなものとしては政府の刊行する各種の白書、より身近なものとしては各組織の刊行する広報誌や技術報告などが挙げられる。この様な刊行物においても当然個々の著作者は存在するわけであるが、その執筆が職務上なされた(職務著作)という点で学会誌における論文等とは異なった性格を有している。この様な著作物をめぐる権利の帰属については、執筆者による精神的労作を重視する考え方もあり、一方職務上の要請に注目する立場もある。現行の著作権法は、この二つの考え方をそれぞれ組み入れた形で、以下に示す4つの要件を掲げ、これを満たせば各組織(法人)が著作者としての権利を取得すると定めた。すなわち

- ①著作物の作成が法人としての使用者の発意に基づいていること
- ②法人の従業員により、職務上作成されたものであること
- ③著作物が法人の名義で公表されること
- ④作成にあたっての契約や勤務規則に別段の定めのないこと

つまり組織としてある報告書を刊行しようという発意をし、使用者がイニシアティブをとって従業員の職務として執筆させる。この様にして出来上がった著作物を法人名(例えば気象庁・課のような)で公表する。しかも従業員と使用者の間には著作権の帰属に関する特別の取り決めもない。この様な時、各法人は著作者としての地位を取得するわけである。これを法人著作とも呼び、各組織たる法人が自然人と同様に著作権および著作者人格権をも享有し得る場合である。逆に言うならば、たとえ職務上の刊行物の一部としての著作であっても、個人名義で公表されているものは、就業規則等に別段の定めがない限り、名義人たる個人が著作権を取得する。技術報告などに掲載された個人名の論文はこれに当てはまる。ただしプログラムによる著作物については、刊行物等と違ってその内容自身は公表されずに利用されることが多い。このような事情から、著作権法においても上記①②④の要件を満たせば法人著作となる。つまり組織としての発意に基づき職務上作成されたプログラムで、労働協約や勤務規則による別段の定めのないものは、その名義の有無を問わず法人(例えば気象庁など)が著作者としての地位を取得することになる。

(5) 著作物を利用する側の権利はないか？

今までは主に著作物を作成する側の立場にたって、その権利を議論してきた。そもそも著作権法自体の精神が

著作者の人格的、財産的利益を保護するものである以上、どうしても比重が送り手の側にかかることになる。しかし著作をはじめとする文化的活動は、送り手たる著作者と共に受け手としての利用者がいて、はじめて成り立つものである。送り手側の権利のみが無制限に主張され、どんな些細な場合でも利用者が著作権者に何いを立て、また使用料を支払わねばならないようなことになると、まさに角を矯めて牛を殺すことになりかねない。そこで著作権法においても権利の制限される場合として18のケースを示し、各ケースごとに定められた条件を満たせば、著作物を自由に利用できるとしている。ただしここで制限されるのは財産権たる著作権についてのみである。著作者人格権にはこの制限は及ばない。次にこれらの18のケースのうちから、我々の仕事に関係の深いものをいくつか取り出して紹介してみることにしよう。

①私的使用のための複製

著作物を利用者本人が複製し、個人的にまたは家庭内およびこれに準ずる範囲内において使用する場合である。論文のコピーをとって自分で勉強する、または特定メンバーの小グループで勉強会を開くといった場合がこれにあたる。このケースで自由に複製が行えるのはあくまでも「私的」使用を目的とする場合であって、「部内」利用とは異なる点に注意されたい。たとえ少人数のグループであっても、私的利用以外の目的、例えば単行本のコピーをもって研究室の蔵書にあてる、といった利用は自由にはできない。また私的な活動であっても営利行為に係わる場合、例えば最近流行の英会話教材について時折聞く例であるが、何名かのグループで購入費を分担し、代わりにコピーやダビングテープを配布するというやり方もここに言う「私的使用」の範囲を逸脱している。

使用目的や使用の範囲が上に述べた要件にかなっていない場合でも、自由に利用するためには利用者本人が複製することを要している。もちろん補助者としてのアルバイトや秘書などに複製を行わせることは差し支えないが、コピー業者などに複製を依頼する場合は、たとえ個人使用が目的であってもここにいう「私的使用のための複製」には入らないとされている。それでは巷のコピー業者に自分で文献を持ち込んでコピーする場合はどうか。これについては文献のコピーに先立って、業者の提供する機器による音楽テープやビデオソフトのダビングが大きな社会問題となり、昭和59年の著作権法一部改正によって、「公衆の使用に供する事を目的として設置されている自動複製機」(30条)を用いては私的使用のた

めの複製は出来ないことになった。更に業者がこの様なダビング機を提供して複製に使用させること自体が違法行為とされている。従って現在は音楽テープ、ビデオソフト等のいわゆる巷のダビングサービスは姿を消している(はずである)。しかしいわゆる文献のコピー機(文書または図面の自動複製機器)については、その普及が著しいために、実際にコピーするものがいちいち利用許諾を求めた場合、著作権者の方でこれに対応できない状況にある。これは音楽著作権協会のように著作権を集中的に処理する体制が未だ整っていないことにもよる。このため文献の複写機器については、法律上も経過措置が講じられ、当面の間は私的使用のための複製として巷のコピー業者の機器を利用することも可能である。しかしコピー機の普及による経営悪化に危機感を抱く出版業者などを中心に、この方面においても著作権の集中処理体制を整備しようとする動きが急速に進展しており(付録参照)、近い将来巷のコピー業者も姿を消す可能性がある。

②引用

これは我々が著作者の立場で他人の著作物を利用する場合にあたり、文化的資産の拡大再生産ともいえる重要な活動でもある。従って著作権法においてもまず「公表された著作物は引用して利用する事が出来る」(32条)と述べて著作物の社会的還元への配慮を見せている。断わるまでもないが、引用とは自分の著作物の中に他人の文章や図面等を組み込むことであり、他人の著作物のつぎはぎで構成するようなことは引用とはいえない。さて著作権法は引用の自由をまず述べた後、著作者側の権利を不当に害さないための指針として「公正な慣行に合致する」ことおよび「報道、批評、研究、その他の引用の目的上正当な範囲内で行われる」ことを求めている。例えば学術論文の一部を企業の新製品の宣伝文中に用いたり、図面をイラストに使用したりする事は公正な慣行とはいえず、たとえ小部分であっても自由に行える「引用」にはならない。「正当な範囲」というのもすっきりしない指針ではあるが、元来画一的・計量的な基準が文化活動の指針としてはそぐわないのであるから、やむを得ないともいえよう。実際には上の公正な慣行と照らし合わせて、個々の事例に付き判断することになる。一般的には利用者自身の論旨の展開のためにどうしても必要な程度で、しかも出来上がった著作においては利用者自身の記述が主、引用された部分が従の関係を満たすようにするといえよう。従って他人の文章を抜粋して引用するよ

うな場合でも、何行までというような基準があるわけではなく、いわゆる「常識」に沿って判断することになり、詩歌のように全文を掲載しても引用として扱える場合がある。他人の論文にある写真や図面もそれ自身として著作物性を有するものであるが、自己の学説の展開に必要であるならば、自分の論文中に再掲する事も可能である。ただしその論文が民間会社による出版等の営利に係わるものであるならば、公正な慣行に合致しているとはいえない。さらに引用の自由を行使するにあたっては、上記の考慮に加えて著作者人格権の保護にも留意する必要がある。特に同一性保持権に対する配慮は重要で、例えば著作者が旧かな使いで表記した文章を（少なくとも著者の生存中は）勝手に新かな使いに改めて引用することはできない。また他人の文章の都合のよい部分だけをつまみ食いして、自分の主張にそった議論であるかのように見せかける引用の仕方も問題である。写真や図形の著作物についても同様で、ある部分が気に入らないからといって勝手に塗りつぶして引用することはできない。

他人の著作物を引用して利用する場合にもう一つ忘れてはならないことは、出典を明らかにすること（出所明示）である。これは何も引用に限らず、他人の著作物を利用しその結果を一般に公表するときはまず必要なことと思っただきたい。出所明示の具体的なやり方については、当機関誌に良い例がたくさんあるので参考になると思うが、まず「誰の作成したどういう著作物を利用したか」が特定しうるようなやり方でなければならない。他人の文章を引用したような場合は、さらに引用部分を括弧で囲むなどして読者に明らかにわかるようにすることも必要である。通常はこの引用部分に読んで、少なくとも著作物のタイトルと著作者名を明示する必要がある。雑誌に掲載された著作物からの引用の場合は、さらに雑誌名、刊号、頁など、翻訳などの二次的著作物を利用する場合には、原作の著作物および著作者名を明示することが必要である。出来ればこれらの情報を引用部分の直近に明示することが望ましいが、文章が読みづらくなったりするような場合は、読者に引用部分との対応がつくような形で文章の終わりにまとめて表示することも出来る。「天気」や気象集誌の論文等で採用されているのはこの方法である。ただしこの場合も引用部分と著作物との対応が特定されることが必要で、巻末にただ「参考文献一覧」の形で示し、文章中どの部分が引用箇所かわからないようなものは、出所明示の要件を満たし

ているとはいえない。

③図書館等における複製

国会図書館をはじめとする公立の図書館、公共図書館、大学の図書館など著作物を公共の利用に供している図書館においては、条件付きではあるがその所蔵する著作物を自由に複製することが出来る。例えばその所蔵本をマイクロフィルム化して保存する必要がある場合は、許可を得ることなく著作物全部を複製できるし、利用者の求めに応じて調査研究用に著作物の部分的な複製を提供することもできる。ただしこの場合は利用者一人につき一部のみの提供が認められており、また営利を目的とすることはできない（紙代等の実費徴収は可）。部分的な複製であるから単行本を一冊まるごとコピーしてもらうというようなことは期待できないが、発行後相当期間を経過した定期刊行物で、通常の方法では入手が困難な場合は、そこに掲載された個々の著作物について全部複製することが出来る。つまり昔のジャーナルに掲載された論文などはこの方法により複製の提供を受けることが出来るわけである。

④プログラムの所有者による複製等

コンピュータ・プログラムの作成者のみならず、この複製の所有者も自ら利用する限度内において自由に複製や翻案をすることが出来る。つまり市販のパソコンソフトやビジネスソフトを購入して所有している者は、ディスクの破損等に備えてバックアップ・コピーをとったり、また他のソフトと組み合わせて更に有効に利用するため必要な改変を行ったりすることは自由である。大型計算機を用いる高度なプログラムについても同様である。ただしこれはあくまでも自らの利用についてのみであって、バックアップコピーを何枚もとって複数の計算機で使用できるようにする（つまり正当な所有者以外にも利用できるようにする）ことは自由に出来ない。このような行為によってプログラムの海賊版が流通することは著作権者の利益を著しく損なうため、著作権法はプログラムについて特に規定を設け、著作権侵害の複製物（海賊版）についてはそれを頒布するばかりではなく、海賊版であることを知りつつ取得し、使用する行為も著作権侵害にあたるとしている。

以上著作物を自由に利用できる場合として4つのケースについて述べたが、最初に述べたように著作権法にはさらに14のケースが示されている。これらのケースについての個別的な説明は省略させていただくが、読者の参考にするために各ケースの見出しのみを著作権法の関

連条名と共に掲げる。

- * 教科用図書への掲載 (33条)
- * 学校教育番組の放送等 (34条)
- * 学校その他の教育機関における複製 (35条)
- * 試験問題としての複製 (36条)
- * 点字による複製および点字図書館における録音 (37条)
- * 営利を目的としない上演等 (38条)
- * 時事問題に関する論説の転載等 (条39)
- * 政治上の演説等の利用 (40条)
- * 時事的事件の報道のための利用 (41条)
- * 裁判手続きおよび立法または行政の目的ための複製 (42条)
- * 放送事業者等による一時的固定 (44条)
- * 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (45条)
- * 公開の美術の著作物等の利用 (46条)
- * 美術の著作物等の展示に伴う複製 (47条)

これら個別に説明しなかったケースについてさらに詳しくお知りになりたい方は、文化庁の著作による「著作権法ハンドブック」(著作権使用協会発行)または最近よく店頭で見かけるようになった著作権に関するガイドブックなどを参考にしていただきたい。

4. おわりに

「良き法律家は悪しき隣人」という言葉がある。我々が日常生活において何となく暗黙の了解を合せて円満にやっているような行為について、ことさら物事をごちなくすることは避けたい、という心理を表わしたものと思う。著作権法についても同様であろう。特に著作権や著作者人格権の侵害と断定されると、単に行為の差し止めなどの民事上の問題ばかりではなく、犯罪としても処罰の対象になり「3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する」(119条)などと定められているのを読むと気が重くなる。ただしこれについては「告訴を待つて論ずる」(123条)とあるので、下世話にいう刑法176と同じく親告罪ということになる。つまり「自分の権利を侵害された」とアピールしない限り、違反行為が罰せられることはない。その意味では、お互いに「暗黙の了解を合せて、円満にやっていく」ことは出来るのである。

自分が気象の論文や報告などを発表する立場に立ったとき、「複写でも何でも自由にやってもらって、広く世

の中に成果が知られる方がよい」と考える会員の方も多いと思う。そのような方は何も著作権法の規定をいちいち気にすることはないだろうし、世間の人も皆そうであれば、さぞユートピア的な社会になることであろう。しかし気象学会も身内のロビーでない以上、著作者としての権利に敏感な方がいても少しも不思議ではないし、国際的な知識の交流を図ろうとする場合はなおさらである。特に経済的利害のからむ場合は話もシビアになってくるし、その場になって「知らなかった」ですまないのが法律という社会のルールである。「他人の精神的労作を尊重する」とは社会的にどう具体化されるのか、ここに掲げた簡単な解説がそれ感知する助けとなれば幸いである。

付録：

著作権の集中的処理と学協会

著作権の集中的処理機構
設立準備委員会

1. 学協会と著作権

学術著作物の著作権の問題、特に複写の問題について、最近国内でも、著作権を集中的に管理する集中的権利処理機構設立の必要性が認識され始めました。学協会の中では、理工学協会の連合組織である社団法人日本工学会は昭和48年頃から著作権問題を取り上げ昭和55年には著作権問題検討委員会を設け、著作権問題の具体的な検討を進めると同時に、再三にわたって、自然科学系学協会のみならず、人文・社会科学系学協会にも呼びかけて、著作権に関する啓蒙のための説明会等を開催してまいりました。

その後、日本工学会では社団法人日本書籍出版協会と昭和60年から共同歩調をとり、同61年12月には関係団体に呼びかけて著作権の集中的処理機構に関する懇談会を設け、さらに同62年4月からは、同懇談会を発展的に「著作権の集中的処理機構設立準備委員会」とし、現在同機構の設立に向かって鋭意作業を進めているところで

す。こうした最近の動きをより理解していただくため、この記事をもとめてみました。

2. 問題の所在

著作物の複写問題は、複写機器の近年における著しい発達・普及によって、著作物が無許諾で複写される機会

が多くなり、著作権者・出版者の経済的利益が不当に脅かされているところに生じている。

文化庁の著作権審議会第4小委員会は、この複写問題を審議し、昭和51年にまとめた報告書で、集中的権利処理方式の採用を提言するとともに、その準備として著作物を複写する権利を、学協会等の出版者に譲渡するか（権利の行使を）委任することを勧告している。これを契機として、著作権への関心が高まり、著作権を学協会に譲渡ないし委任する投稿規定を設けた学協会が増えてきた。しかし一方では、まだ著作権に対する関心が低い学協会も少なくない。

3. なぜ著作権の集中的処理が必要か

(1) 海外の事情

最近における各国の著作権改正によって、著作権の保護は先進国ではほぼ同一の水準に達している。このような中でアメリカ合衆国では Copyright Clearance Center (CCC) が設立され、国内外の学術雑誌等について、著作権の保護を図ると共に、複写による利用の促進を図るため、集中的な権利処理を行っており、西ドイツでは、著作権の管理団体ヴォルトが当面国内学術雑誌等について、複写に関する集中的権利処理（以下集中的処理という）を行っている。その他の先進諸国でも、同様の処理を行っているか、あるいは目下検討中というところが多い。ベルヌ条約および万国著作権条約に加入しているわが国としては、著作権の保護に関し条約上の義務があり、複写問題についても、各国と同様な努力をすべき立場にある。

(2) 学術雑誌等の複写における著作権法違反の現状

各国における著作物複写の集中的処理の重点が学術雑誌におかれている実状は、学術雑誌が最も広く複写の対象となっているためと考えられる。

わが国の大学、企業研究所の複写状況の抜取り調査でも、学術雑誌の複写が多く、特に外国誌が過半を占めて

いることに注目する必要がある。

学術誌についていえば、企業複写、学術研究機関の内部利用のための複写、コピー業者による複写等いずれも明らかな著作権違反であるのに、個別に著作権者の許諾を得ることが煩雑であり、実際上不可能なことから、放置されたままになっているというのが現状である。

(3) 集中的権利処理機構の役割

前期の第4小委員会報告書の勧告につづき、文化庁に設けられた「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議」の報告書（昭和59年4月発表）では、著作物の複写について、集中的権利処理機構の設立を著作権者・出版者に呼びかけている。さらに最近の著作権法改正によって、私的な目的であっても、コピー業者の機器を利用して複写した場合、複製をした者もコピー業者も罰せられることになった（もっとも複写による複製については集中的処理機構が設立されてから適用される）。複写が適法にかつ円滑に行われるためには、わが国においても、早期に集中的処理機構が設立されることが必要となっている。

4. 学協会の役割

学術関係の著作者には、学術論文はなるべく広く利用されることが望ましいので、複写を自由にすべきであるとの意見もあり、また研究者は、自己の論文が複写されるより、他の人の論文を複写する方が多いという面から、複写の著作権の処理を好まない傾向もある。しかし、情報化社会と呼ばれる今日、著作権の保護を基本としつつ、著作物の複写等の利用を円滑に進めるためには、集中的処理方式を採用するのが最適と、国の内外で考えられている。そして学術雑誌等の著作権の譲渡ないし委任を受けている学協会は、管理する著作権を集中的権利処理機構に集約することによって、その設立に協力するとともに、学術関係著作者の意志を、機構の運営に反映させることにおいて、役割を期待されている。